# 浦安市立小学校給食 食物アレルギー対応食提供事業(卵、乳除去)の概要

改訂 令和4年11月

浦安市教育委員会は、すべての子どもたちが給食の時間を安全に楽しく過ごせるように 国の指針に沿って、学校給食における食物アレルギー対応のガイドブックを作成し、安全 性を最優先とした食物アレルギー対応食を提供するために次の対応を行っています。

## 1 食物アレルギー対応食の内容

食物アレルギー対応を行う食品は、現在の施設で調理作業上除去が可能な「卵(鶏卵、うずら卵)・乳(牛乳、乳製品)」の2品目になります。それ以外の食品は除去していません。 通常の給食(以下、通常給食という。)の献立から、卵と乳を除去した料理を対応食として提供します。

なお、安全配慮のため国の指針に基づき、料理別や食品別の段階的対応や分量による部分解除は行っていません。

(例:家庭で、原材料に牛乳や卵を使用しているパンを食べていても、除去対象となります。)

(1)食物アレルギー対応食の種類

ア、卵除去

イ、乳除去

ウ、卵・乳 除去

#### 2 対象者

食物アレルギー対応食を提供するには、以下のすべての内容を満たす必要があります。

- (1)食物アレルギーの原因食物が、卵(鶏卵、うずら卵)、乳(牛乳、乳製品)の児童で 医師の診断による「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」(以下、学校生活管理 指導表という。)を提出できること。
- (2) 卵殻カルシウム、乳糖、乳清焼成カルシウムの除去が必要ないこと。
- (3)加工食品の製造で原材料として使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せず最終製品に混入される可能性のある注意喚起表示されている加工食品の除去が必要ないこと。
- (4)卵、乳以外で、除去が必要な食品(ナッツは除く)が複数ないこと。
- (5)面談への参加と必要な書類を提出できること。
- (6)申請等により取得した個人情報について、市と学校で情報共有することへ了承いた だけること。

## 3 食物アレルギー対応食の提供範囲

通常給食の献立から、卵と乳のみ除去した食物アレルギー対応食を提供します。

食物アレルギー対応食は除去を原則としますが、食材や作業上可能な場合は除去した卵と乳に対して代わりの食材を提供することもありますが、あくまで通常給食を基本とします。

## 4 飲用牛乳の停止

飲用牛乳(紙パック)を停止するには、「牛乳アレルギー等による牛乳停止届出書」を学校へ提出します。

「牛乳アレルギー等による牛乳停止届出書」は、学校または4月に配布予定の冊子「学校給食に関するご案内」に添付しています。

## 5 食物アレルギー対応食の対象となる通常給食の献立

原則は通常給食で卵と乳が使用されている献立のうち、千鳥学校給食センターの調理場で調理するおかずや汁物が対象です。

千鳥学校給食センターを経由せず、業者から直接学校へ納品されるパン、ご飯、飲み物(牛乳)等は、対象外のため対応していません。

ただし、一部例外がありますので、「食物アレルギー対応食別詳細献立表」と「献立チェック表」で確認をお願いします。

なお、デザート類の一部は代わりにゼリーを提供しますが、納品状況によってゼリーの 提供ができないことがあります。その場合は、家庭から代わりのものを持参するか、また は、食べない。という対応となります。

## 6 食物アレルギー対応食の献立

原則は通常給食の献立から卵と乳を除去した献立となります。

#### 【誤食、誤配を防止するために】

➡卵除去、乳除去、卵・乳除去のいずれも、卵と乳は使用しない献立となります。

(例)

通常給食の献立	食物アレルギー対応食の献立
中華丼	白米の上にかける通常給食の中華丼のあんから、うずら卵を除去し
(うずら卵使用)	ます。(業者より学校へ納品される通常給食の白米は対応しません。)
クリームシチュー	通常給食の献立で使用している牛乳を除去して、他の食品を増やし
(牛乳使用)	ます。

## 7 食物アレルギー対応食の詳細な献立について

千鳥学校給食センターから学校経由で毎月下旬に翌月の「食物アレルギー対応食別詳細献立表」と「献立チェック表」を配付します。

なお、卵と乳以外で食物アレルギーの原因食物がある場合は、「食物アレルギー対応食別 詳細献立表」や通常給食献立の食品材料一覧表で使用原材料を保護者が確認します。

## 【誤食、誤配を防止するために】

- ➡学校と保護者は情報共有して、食物アレルギー対応食の提供日や学校生活で必要な 配慮について毎日確認及び連絡をします。
  - また、卵と乳以外で食物アレルギーの原因食物がある場合は、食物アレルギー対応 食に使用されていないか確認をして、家庭から代わりとなる弁当を持参します。弁 当の保管については、保冷剤を準備する等、保護者の責任において行います。
- ⇒安全配慮のため国の指針に基づき、料理別や食品別の段階的対応や分量による部分解除の対応はしていません。

そのため、「献立チェック表」で卵や乳が使用されていても食物アレルギー対応食が提供されない献立は、家庭から代わりのものを持参します。

(例:家庭で、原材料に牛乳を使用しているパンを食べていても学校給食では除去対象のため、家庭から代わりのものを持参します。)

## 8 食物アレルギー対応食の調理

通常給食を調理する調理場内に設置した「食物アレルギー対応食専用の調理室」で調理 します。

また、以下の対応をしています。

- (1)国の基準に基づいて衛生管理を行います。
- (2)調理器具は食物アレルギー対応食専用で使用し、通常給食で使用した調理器具とは分けて洗浄します。
- (3)調理した料理は専用のランチボックスへ配食します。一人につき1個のランチボックスを使用します。
- (4)食器は通常給食と共有します。
- (5) ランチボックスや食器、スプーンの洗浄は、通常給食で使用している洗浄機と共有します。

## 【誤食、誤配を防止及び衛生管理を徹底するために】

- ➡「食物アレルギー対応食専用の調理室」へ、卵と乳は持ち込みません。
- ➡通常給食と調理法や料理が異なる場合があります。

## 9 食物アレルギー対応食が児童へ届くまで

確実に児童へ届くように以下の手順で行います。

#### (1) 調理室では

調理員は個人カードの内容を確認し、料理を一人ずつランチボックスへ配食しコンテナへ収納します。

コンテナに、食物アレルギー対応食があることを知らせるマグネットシートを貼ります。

#### (2) 学校の配膳室では

配膳員は、給食の時間に合わせて、千鳥学校給食センターから到着したコンテナ内のランチボックスや学校へ直接納品されるゼリーを、個人カードで確認し教室にて担任教諭へ渡します。

## (3) 教室では

担任教諭は個人カードを確認し、ランチボックスに入っている料理をランチボックス付属の箸で食器へ盛り付けます。

## 【誤食、誤配を防止するために】

- →食物アレルギー対応食のおかわりはありません。また、食物アレルギー対応食が提供される日は通常給食のおかわりはできません。
- ⇒対象児童の配膳は一番最初に行います。
- ➡学校は担任教諭が不在時でも、同じ対応がとれるよう体制を整えます。
- →千鳥学校給食センターは、ランチボックスへ学校、クラス、名前、対応食の種類が 分かる個人カードを添付します。

#### 10 ランチボックスの返却

以下の手順で返却をします。

#### (1) 教室では

担任教諭がコンテナへ返却します。残した料理は、ランチボックスへ戻します。

#### (2) 学校の配膳室では

配膳員はコンテナへ返却されたランチボックスの個数を確認します。

## 11 新1年生の申請方法

食物アレルギー対応食の提供を希望される場合は以下の手順で行います。 新1年生は、5月より食物アレルギー対応食を提供します。

#### (1) 提出書類と提出期限について(保護者)

- ・学校生活管理指導表、調査票は、2月までに入学予定の学校へ提出します。 ※学校生活管理指導表、調査票の用紙は学校へ申し出てください。 (調査票は市ホームページからプリントできます。)
- ・4月上旬に面談を実施し、申請書を4月15日までに学校へ提出します。 ※申請書は、面談時に配付します。
  - ※申請書は面談終了後、その場で提出いただけます。

## (2) 保護者より提出のあった書類の取り扱いについて(学校)

- コピーを親展文書扱いで千鳥学校給食センターへ提出します。
  - ※原本は学校保管
  - ※受付欄へ受領日を記入
  - ※千鳥学校給食センターへ、メールで何人分の親展文書を提出したか連絡

## (3) 決定通知書の送付

保護者より申請書の提出があった後、対象者の条件を満たしているか審査し、決定 通知書を学校経由で送付します。

### 12 面談

家庭の状況や学校生活での対応等について、保護者と教職員で情報共有します。 また、対象者等の説明を行い、申請書を配付します。

#### (1) 面談日程等

面談は、平日の午後を予定しており学校で行います。

詳細な面談時間については、千鳥学校給食センターより学校へ個別面談日程表を配付しますので、学校と保護者で面談時間を決定します。

学校は、決定した内容を記入した個別面談日程表のコピーを千鳥給食センターへ提出します。

新1年生は、4月上旬に面談予定です。在学生は、必要に応じて適時行います。 なお、個別面談は30分程度を予定しています。

#### (2) 面談参加予定者

- 保護者
- · 学校(教頭、担任教諭、給食主任、養護教諭、栄養教諭等)
- ・千鳥学校給食センター職員

## 13 進級にあたり食物アレルギー対応食を継続する場合(在学生)

#### (1) 提出書類と提出期限について(保護者)

申請書と学校生活管理指導表、調査票を2月までに学校へ提出します。

- ※申請書、調査票は、千鳥学校給食センターより11月頃に学校経由で配付します。
- ※学校生活管理指導表は、学校より配付します。
- ※面談は必要に応じて適時実施します。

## (2) 保護者より提出のあった書類の取り扱いについて(学校)

- コピーを親展文書扱いで千鳥学校給食センターへ提出します。
  - ※原本は学校保管
  - ※受付欄へ受領日を記入
  - ※千鳥学校給食センターへ、メールで何人分の親展文書を提出したか連絡
  - ※対象者の新学級がわかり次第、千鳥学校給食センターへ連絡

#### (3) 決定通知書の送付

保護者より申請書の提出があった後、対象者の条件を満たしているか審査し、決定 通知書を学校経由で送付します。

## 14 食物アレルギー対応食を中止する場合

## (1) 提出書類について(保護者)

中止書を学校へ提出します。

中止書のコピーが学校から千鳥学校給食センターへ提出があった後、食物アレルギー対応食の提供を中止します。

※用紙は学校へ申し出てください。(市ホームページからプリントできます。)

#### (2) 保護者より提出のあった書類の取り扱い等について(学校)

- コピーを親展文書扱いで千鳥学校給食センターへ提出します。
  - ※原本は学校保管
  - ※受付欄へ受領日を記入
  - ※千鳥学校給食センターへ、メールで何人分の親展文書を提出したか連絡

# 15 食物アレルギー対応食の内容を変更する場合

## (1) 提出書類について(保護者)

変更書と生活管理指導表を学校へ提出します。

面談は必要に応じて実施します。

※用紙は学校へ申し出てください。

(変更書は市ホームページからもプリントできます。)

#### (2) 保護者より提出のあった書類の取り扱いについて(学校)

- コピーを千鳥学校給食センターへ提出します。
  - ※原本は学校保管
  - ※受付欄へ受領日を記入
  - ※千鳥学校給食センターへ、メールで何人分の親展文書を提出したか連絡

## (3) 決定通知書の送付

保護者より変更書の提出があった後、対象者の条件を満たしているか審査し、決定 通知書を学校経由で送付します。

変更書を提出して決定通知書が前月の20日までに発行された場合は、翌月から対応食を提供します

## 16 市内転居で在籍する市立小学校を変更する場合

### (1) 異動報告について(学校)

#### ア、転出校

- システムで、転出する20日前までに人員異動報告をします。
- ※給食種類がアレルギー対応食になっているか必ず確認します。
- ※基本は転出校が転入校へ食物アレルギー対応食提供事業の書類の受け渡しをします。

#### イ、転入校

システムで、転入する10日前までに人員異動報告をします。

※給食種類がアレルギー対応食になっているか必ず確認します。

## 17 転出する場合

## (1) 提出書類について(保護者)

中止書を学校へ提出します。

中止書のコピーが学校から千鳥学校給食センターへ提出があった後、食物アレルギー対応食の提供を中止します。

※用紙は学校へ申し出てください。(市ホームページからもプリントできます。)

## (2) 保護者より提出のあった書類の取り扱い等について(学校)

- コピーを親展文書扱いで千鳥学校給食センターへ提出します。
  - ※原本は学校保管
  - ※受付欄へ受領日を記入
  - ※千鳥学校給食センターへ、メールで何人分の親展文書を提出したか連絡

## 18 転入生の申請について

## (1) 提出書類の提出について(保護者)

- ・学校生活管理指導表、調査票を学校へ提出します。
  - ※学校生活管理指導表、調査票の用紙は学校へ申し出てください。

(調査票は市ホームページからもプリントできます。)

- ・面談を実施し、申請書を学校へ提出します。
  - ※申請書は、面談時に配付します。
  - ※申請書は面談終了後、その場で提出いただけます。

#### (2) 保護者より提出のあった書類の取り扱いについて(学校)

- コピーを親展文書扱いで千鳥学校給食センターへ提出します。
  - ※原本は学校保管
  - ※受付欄へ受領日を記入
  - ※千鳥学校給食センターへ、メールで何人分の親展文書を提出したか連絡

#### (3) 決定通知書の送付

保護者より申請書の提出があった後、対象者の条件を満たしているか審査し、決定 通知書を学校経由で送付します。

申請書を提出して決定通知書が前月の20日までに発行された場合は、翌月から対応食を提供します。

## 19 緊急時対応

学校の食物アレルギー緊急時対応マニュアル等に基づいて、学校教職員間で共通認識 して、確実に対応します。

#### 20 その他

- (1)学校は、千鳥学校給食センターへ給食の人数報告や変更する際は、食物アレルギー対応食の提供の有無について確認します。
- (2)学校及び千鳥学校給食センターは、書類等の個人情報の取り扱いに注意し、教職員間で情報共有します。

# 21 保護者の皆様へお願い

以下の内容について対応をお願いします。

- (1)学校と、献立の内容について確認を実施前月に必ず行ってください。
- (2)必ず、子どもと一緒に献立表を確認し、何が食べられないかを子どもに知らせてください。
- (3)子どもに、食物アレルギーがあることを理解させ、給食の食べ方や日常の食事でも注意が必要なことを十分に伝えてください。
- (4)子どもに、学校で具合が悪くなった場合は、すぐに担任教諭等に知らせることを伝えてください。

【問合せ】 千鳥学校給食センター 047-382-2762(平日8:00~16:30)